全国公立高等学校事務職員協会研修要綱

（趣旨）

第　１　条　　この要綱は、全国公立高等学校事務職員協会（以下「本会」という。）が会則第３条第１項第２号の規定に基づき行う研修について、必要な事項を定めるものとする。

（研修内容）

第　２　条　　学校の組織運営の一翼を担う事務職員として必要な専門的知識・技能等を育成するため、次の各号に掲げる事項の中から法律等の改正や社会情勢などを勘案したテーマを選定のうえ実施する。

（１）意識改革と資質の向上

（２）効率的、効果的な業務遂行能力の向上

（３）豊かな創造力の開発と政策形成能力の向上

（４）働きやすい職場環境づくりや人材育成など業務管理能力の向上

（５）心の健康の保持増進

（６）学校における今日的課題

（対象者）

第　３　条　　会則第５条に規定する会員で、研修実施年度の４月１日現在、勤務年数が１０年以上（うち学校事務職員としての経験が２年以上）の者とする。

（研修の計画）

第　４　条　　本会会長（以下「会長」という。）は、別に研修実施計画を定め、各都道府県市協会長に通知する。

（その他）

第　５　条　　この要綱に定めのない事項は、会長が別に定める。

附　則　この要綱は、平成２３年７月２７日から施行する。

附　則　（平成２４．７．２６改正）

この要綱は、平成２４年７月２６日から施行し、平成２４年４月１日から適用する。